

## 業種別部会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、日本知的財産協会(以下、協会という)の会則第7条及び第28条に則り、業種別部会の設置構成及び運営について定める。

### (業種別部会の設置構成)

第2条 協会の活動遂行の円滑を図るため、業種別区分を次のとおり定める。

関東金属機械

関東電気機器

関東化学第一

関東化学第二

関東商社

関西金属機械

関西電気機器

関西化学

建設

各業種別部会には、それぞれ分科会を設けることができる。

各業種別部会は、会則第7条第2項または第3項により常務理事会で決定または承認された、その業種別区分に所属する会員をもって構成する。

「関東」の名のついた業種別部会への所属を希望する会員は関東部会に所属するものとし、「関西」の名のついた業種別部会への所属を希望する会員は関西部会に所属するものとする。

「関東」、「関西」の名のつかない業種別部会への所属を希望する会員は、関東、関西のいずれかの地域別部会に所属するものとする。

### (部会の活動)

第3条 各業種別部会は、その部会に特有の事項またはその部会に所属する会員に共通の事項について、会員の研鑽を図り、併せて会員の情報・意見の交換および親睦を図る。

### (部会の役員)

第4条 各業種別部会には、その部会担当の業種担当理事の下に幹事若干名をおき、業種担当理事と幹事がその部会の運営にあたる。

幹事については、副幹事を置くことができる。

幹事の任期は1年とし、重任は妨げない。

### (幹事の選任)

第5条 各業種担当理事は、次年度の活動計画を検討するのに支障とならない時期に、次年

度の幹事候補会社を決め、その会員代表の了承を得る。

前項の場合において、その会員代表は幹事の活動に当たる適任者を選任する。

幹事会社は、活動に当たる適任者が得られる限り、全ての会員から交互に選ばれる。

(付 則)

第6条 この規則は、2008年7月11日に改訂し、即日実施する。

1993(平成5)年3月17日 制定、即日実施

2001(平成13)年4月1日 改訂

2008(平成20)年7月11日 改訂